

# 2019年10月から幼児教育・保育の無償化が始まります。

幼児教育・保育無償化とは生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性や、幼児教育・保育の負担軽減を図る少子化対策の観点などから取り組まれるものです。

無償化の対象や上限額は、以下のとおり年齢や保育の必要性の有無、利用施設等により異なります。

## 幼稚園・認定こども園の幼稚園部分を利用する場合

### ◎無償化の対象となる料金

- 基本保育料（利用者負担額）・・・全員無償

### ◎要件を満たせば無償化の対象となる料金

- 副食費（おかずやおやつ代等）・・・次のどちらかの要件を満たす場合無償。
  - ①世帯（両親等）の市町村民税所得割の額が77,101円未満
  - ②第3子以降の子ども（小学校3年生以下の兄弟姉妹で上から3番目以降）
- 預かり保育料・・・保育の必要性が認定された場合上限の範囲内で無償（裏面詳細）

### ◎無償化の対象とならない料金

- 上記以外の主食費（米代等）や教材費・遠足代などの実費分

### ◎今年度の手続きについて

- 預かり保育料・・・保育の必要性の認定申請が必要
- 基本保育料・副食費・・・手続き不要

## 3歳～5歳の子どもが保育所・認定こども園の保育所部分を利用する場合

### ◎無償化の対象となる料金

- 基本保育料（利用者負担額）・・・全員無償

### ◎要件を満たせば無償化の対象となる料金

- 副食費（おかずやおやつ代等）・・・次のどちらかの要件を満たす場合無償。
  - ①世帯（両親等）の市町村民税所得割の額が77,101円未満
  - ②第3子以降の子ども（小学校就学前の兄弟姉妹で上から3番目以降）

### ◎無償化の対象とならない料金

- 上記以外の主食費（米代等）や延長保育料・教材費・遠足代などの実費分

### ◎今年度の手続きについて

- 手続き不要

## 0歳～2歳の子どもが保育所・認定こども園の保育所部分・地域型保育事業を利用する場合

### ◎無償化の対象となる料金

- 基本保育料（利用者負担額）・・・非課税世帯の子どものみ無償

### ◎無償化の対象とならない料金

- 上記以外の延長保育料・教材費・遠足代などの実費分  
※0～2歳は主食費・副食費が基本保育料の中に含まれています。

### ◎今年度の手続きについて

- 手続き不要

## 認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業を利用する場合

### ◎無償化の対象となる料金（複数施設を利用する場合、月ごとに全施設の利用料を合算した額）

- 利用料・・・3～5歳：月額37,000円まで無償  
0～2歳：非課税世帯の子どものみ月額42,000円まで無償

### ◎無償化の対象とならない料金

- 主食費や副食費、教材費・遠足代などの実費分

### ◎今年度の手続きについて

- 保育の必要性の認定申請が必要

## 【幼稚園・認定こども園の幼稚園部分の預かり保育事業の上限額の計算方法】

預かり保育料の無償化上限額は「月額 11,300 円」と「月の預かり保育利用日数×450 円」を比較して低い方の金額です。預かり保育料の無償化対象者であっても、上限額を超えて利用した場合は、保護者負担額が発生します。

○預かり保育の上限額の計算表例

月の利用日数	月の利用料 合計額※1	上限額1 (A×450円)	上限額2 (11,300円)	無償化金額 (BCDで一番安い額)	保護者負担額 (B-E)
A	B	C	D	E	F
20日	6,000円	9,000円	11,300円	6,000円	0円
10日	6,000円	4,500円	11,300円	4,500円	1,500円
20日	12,000円	9,000円	11,300円	9,000円	3,000円
26日	11,700円	11,700円	11,300円	11,300円	400円

※1 施設ごとに料金設定が違いますので、入園施設にて確認下さい。

## 【保育の必要性】

保育の必要性とは、子どもの保護者（父・母）のいずれもが次の事由に該当するため、家庭での保育が困難である状態のことです。申請には事由を証明する書類の添付が必要です。

保護者の常態（保育の必要性の事由）		保育所等を利用できる期間	必要書類の例
就 労	子どもの保護者が家庭外での仕事、又は家庭内で子どもと離れて日常の家事以外の仕事に月56時間以上従事している。	就労が継続している期間	就労証明書 就労状況申告書
妊娠 出産	妊娠中であるか又は出産後間がない。	出産月と前後2か月の合計5ヶ月	母子手帳(写) 出産予定証明書
保護者の 疾病等	子どもの保護者が疾病、負傷、又は心身に障がいを持っている。	当該理由により保育することが困難な期間	診断書 障害者手帳(写)
介護 看護	子どもの家庭に長期にわたる病人や、心身に障害のある人がおり、保護者が常に介護・看護にあたる必要がある。	当該理由により保育することが困難な期間	看護・介護状況申立書 障害者手帳(写) 要介護認定証(写)
災 害	子どもの保護者が震災、風水害、火災、その他の災害の復旧にあたっている。	災害を受けた月を除く3カ月以内	罹災証明書
求職活動	子どもの保護者が就労するために求職活動をしている。	入所月を含む3ヶ月以内	求職状況申立書
就 学	学校や職業訓練学校に通っている	卒業予定日の月末まで	在学証明書 学生証(写)
虐待や DV	虐待や配偶者等からのDVの恐れがある。	町が必要と認める期間	町が指定するもの
育児休業	既に預かり保育が無償化されている子どもの保護者が1年以内の期間の育児休業を取得する場合。	育児休業終了日の月末まで	就労証明書
その他	上記と同様の状態であると認められる場合	町が必要と認める期間	町が指定するもの

## 【問合せ先】

上郡町教育委員会 教育推進課 園児係

TEL：0791-52-2912 FAX：0791-52-5523 メールアドレス：gakkou@town.kamigori.lg.jp